

理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設利用料取扱細則

教授会制定：令和 4 年 2 月 1 6 日

改正：令和 4 年 6 月 1 6 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設利用規則第 9 条の規定に基づき、理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設（以下「施設」と言う。）利用者の利便性の向上及び施設の管理運用に必要な経費の自立的な確保を目的として、施設の利用料に関し、必要な事項を定めるものである。

(施設及び利用料)

第 2 条 施設及びその利用料は、別表に定めるところによる。

(利用料の決定方法)

第 3 条 前条に規定する利用料の決定又は変更にあたっては、理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認を得るものとする。特別の事情により運営委員会が認める場合は、個別に利用料を決定することができるものとする。

(利用料の徴収)

第 4 条 利用料は、本学が発行する請求書により徴収することとする。ただし、学内の利用者については、予算の移し替え又は経費の振替により徴収することができるものとする。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、利用料の取り扱いに関し必要な事項は、運営委員会で定める。

附 則

この細則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別表 理学部 1 号館クライオ透過型電子顕微鏡施設の利用料

1 日当たりの単価 (円)

機器名称	初回講習料	国内研究機関(大学、研究所等)				国内企業	
		技術支援		単独利用		技術支援	単独利用
Glacios-UTN	20,000	1 日利用		1 日利用		1 日利用	
		72,000		39,000		253,000	187,000
		半日利用 (昼)	半日利用 (夜)	半日利用 (昼)	半日利用 (夜)		
		55,000		22,000	22,000		

技術支援：施設管理者の支援、補助を受けながら利用する

単独利用：施設管理者の支援を受けずに単独で利用する

※ 半日利用：昼：10 時～18 時、夜：18 時～10 時

消耗品料

消耗品	単位	単価(円)	
C-clip & ring	セット	3,000	
Grid	個	1,500	※型番
Grid(Au)	個	3,000	
AutoGrid container	セット	2,150	※画像など
CryoGrid case	個	600	※画像など